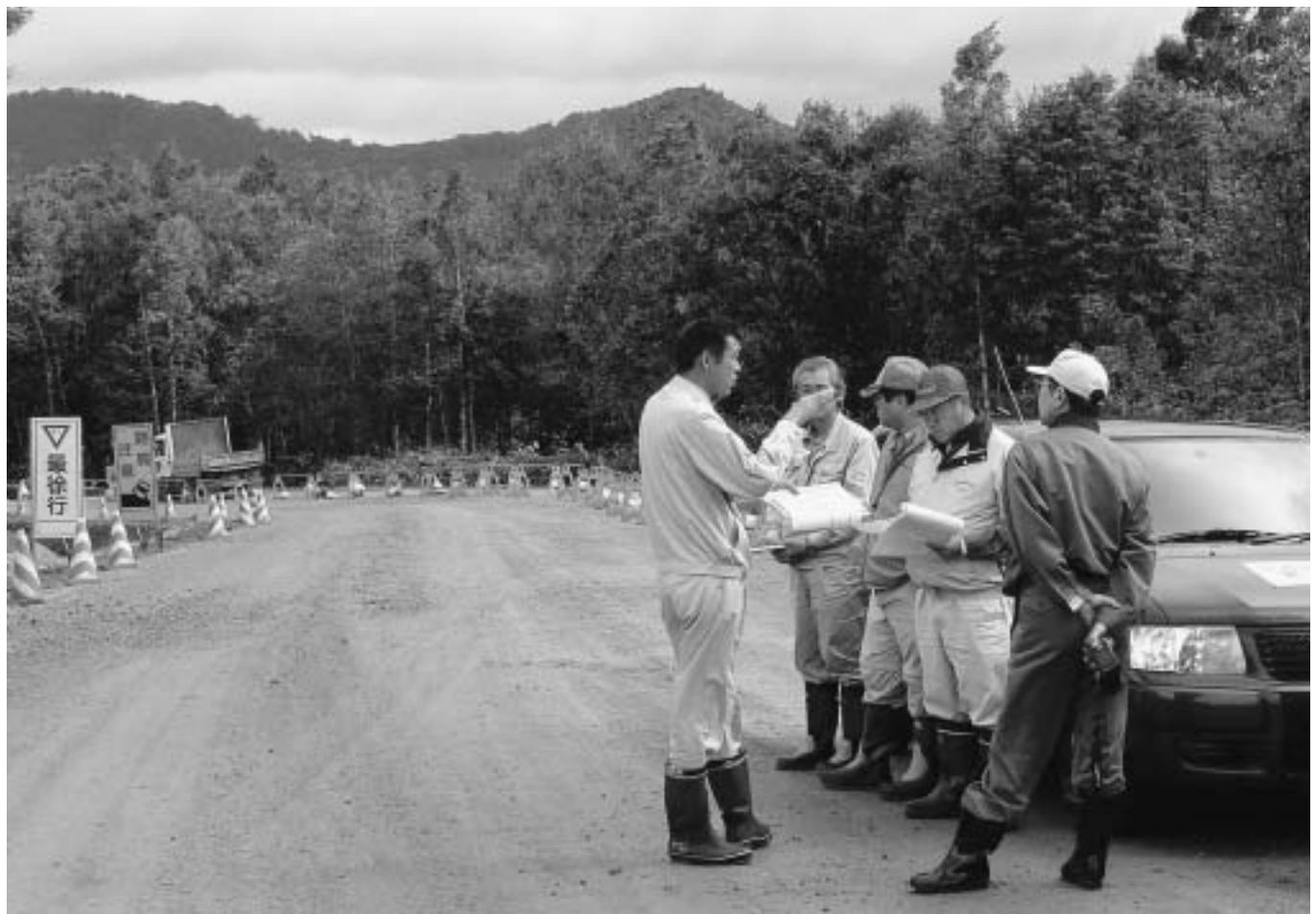


議会広報

# かりば

第117号  
平成18年10月



## 産業建設常任委員会現地調査

— 平成18年9月28日 賀老高原 —

### おもな内容

#### ► 第3回定例会

行政報告 ..... 2~4ページ

審議した議案と内容 ..... 4ページ

一般質問 ..... 4~9ページ

意見書の提出 ..... 9~10ページ

決議 ..... 10ページ

► 第2回臨時会 ..... 11~12ページ

► 第3回臨時会 ..... 12ページ

# 第3回村議会定例会

平成18年第3回村議会定例会は9月14日に招集され、会期を9月15日までと決め、議長の諸般報告のあと、村長と教育長から行政報告があり、そのあと3人の議員が村政に対する一般質問を行い、議案12件、報告1件、決議案1件、意見案3件、閉会中の継続調査1件をそれぞれ原案どおり可決して同日14日閉会しました。

## 行政報告

### 1. 指定寄附について

去る9月4日、丸紅株式会社が百%出資のはまなす風力発電株式会社より、地域振興に役立て欲しいと百万円の指定寄附がありました。

はまなす風力発電株式会社からの寄附は、平成12年度島牧ウインドファーム竣工時から、今回で7回目、合計7百万円のご寄附をいただいており、深く感謝するとともに、寄附の意思に叶うよう、地域振興基金に積み立てして、今後の地域振興のために有効活用することとします。

### 2. 後志広域連合準備委員会の取り組み状況について

後志広域連合準備委員会の取り組み状況について、国の三位一体改革等による地方交付税の削減により、地方財政の悪化は危機的な状況にあります。

町村自治体においては、厳しさを増す行財政環境のもと、このままの体制で管内の自治体を維持していくことは困難な状況にあることから、後志19町村の区域を一つにして、幅広い業務を共同処理する広

域連合の設立に向け、合併を希望する地域は合併を進めながら、互いの連携と役割分担のもとに効果的に広域行政を進めていくことの認識で一致した「後志グランドデザイン」のもとで、その実現に向けて管内町村が一致協力して取り組んでいるところであります。

19町村が広域連合設立に向け、本年1月24日に設立した「後志広域連合準備委員会」に5町村から職員5名を派遣し、本年4月に準備委員会事務局をスタートさせ、各般にわたる調査検討をしてきましたので、今日までの取り組み状況についてご報告します。

平成19年4月の広域連合設立に向けて、9つの専門部会を設置し、5月から専門部会、幹事会を数度に亘り開催し、協議を重ねてきました。

広域連合で処理する13項目の事務のうち、重点項目の事務選定にあたっては、「後志グランドデザイン」の中で重要視されている福祉サービスに関する事務事業であり、また短期間で調整が見込まれる

効率的な事務事業であること念頭に、税の徴収事務、国民健康保険事務、介護保険事

## 第3回村議会定例会出席状況

(開会 9月14日)

氏名	開催日
◎出席議員 議席番号	
○村出席者	
○教育委員会出席者	
○農業委員会出席者	
○議会事務局出席者	
事務局長政修司	14日
事務局長八戸幸雄	
教育次長鶴間裕康	
教育長藤澤克	
建設水道課長池田	
農林課長大西	
水産課長山田	
健康福祉課長藤井	
企画観光課長川崎	
住民課長泰英	
助役(空席)	
総務課長藤井	
総務部長北島	
役長藤田	
役長藤瀬	
役長佐藤	
役長伊藤	
役長尾藤	
役長佐藤	
役長田藤	
役長伊藤	
文伴仁	
文伴真	
豊裕	
豊彦	
豊論	
豊則史	
豊一	
欠席	
全員出席	

務、老人保健医療事務、消防及び救急事務の重点5項目を選定し、集中的に作業を進めてきました。

残りの8項目についても、重点5項目と併行して事務作業を行い、中・長期的な位置付けについて調整を図りながら作業を進めております。

なお、重点5項目のうち消防及び救急事務については、調整等に少し時間が掛かることとなります。他の4項目については平成19年4月から順次実施することが可能な状況にあります。

広域連合における事務処理については、条件の整ったものから順次実施する方向で作業を進めており、現時点では第一段階として、税の徴収事務を平成19年4月から、第二段階として、国民健康保険、介護保険、老人保健医療は、住民に対しての周知や調整・準備を1年掛け、平成20年4月に実施する方向で準備委員会で準備を進めているところあります。

今後、広域連合発足に向けて、具体的に構成する町村、処理する事務と規約の作成等、12月町村議会へ提案出来る様

に検討・準備作業を進めているところであります。

### 3. 職員の不祥事について

去る8月31日、学校給食センターにおいて、職員の暴力行為が発生しました。

関係者に対し、深くお詫び申し上げる次第であります。

不祥事の詳細については、この後、教育長より報告申し上げますが、人事の責任者として私自身の責任を深く受け止め、自らの処分として減給15%、1ヶ月の処分を課することとしました。

なお、次期議会において給料の減額条例を提案したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

### 教育行政報告（教育長）

す。

なお、小樽家庭裁判所において、8月29日に第1回公判、

9月8日に第2回公判が行われ検察側から懲役4年が求刑され結審したところであります。10月2日に判決が下される予定となっておりますことを併せてご報告します。

### 2、村教育委員会事務局職員の不祥事に伴う懲戒処分について

8月31日前8時頃、村学

校給食センター内において男性職員が右平手で女性職員の左頬を叩くという不祥事が発生しました。

不祥事を起こした本人は、深く反省しているところでありますが、いかなる理由があつたとしてもこのような暴力行為は、公務員としてあつてはならない不祥事であります。

ところ、9月11日に臨時村教育委員会を開催し、停職1ヶ月の懲戒処分を決定し、同日付で本人へ辞令交付したところあります。

### 議案第1号

議案第11号 平成18年度老人保健特別会計補正予算（第2号）

### 議案第8号

平成18年度一般会計補正予算（第4号）

### 議案第9号

平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 議案第10号

平成18年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

### 議案第12号

平成18年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度老人保健特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 報告第1号

平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）



## 長尾議員

### 1. 地上デジタル放送化等について

地上デジタル放送化等についてということで、本村が抱える通信関係に向けての村長の基本的な考え方、取り組み方をお伺いします。

2011年にはテレビ放送がデジタル化されるということではありますけれども、まずそれに向けての対応が成されているのかどうかということ、また、聞くところによりますと、オフourke通信設備の老朽化ということが逼迫している。それに伴う代替施設の検討、更には愛好者から陳情要請があったと思うんですが、インターネットのブロードバンド化の整備についても調査検討が進んでいるのかお伺いいたします。

村長

地上デジタルテレビ放送への  
対応並びにオフourke通信設備  
の後継設備及びブロードバンド

実施予定時期については、現在視聴しているアナログテレビ放送の終了する2011年7月の早期導入についてであります  
を必要としますので、オフourke通信設備の老朽度も勘案し、数年のうちに整備したいと考えております。

化基盤整備計画」を策定いたしました。

計画概要としましては、国土交通省が設置しました河川・道路管理用光ファイバー及び収容空間ネットワーク、通称情報ボックスを利用し、地上デジタルテレビ放送はもとよりオフourke通信に類する有線告知放送、併せて最速のプロードバンド環境を整えようというものであります。

としては重要なものですけ  
ので、後日改めて説明会を開催

れども、実現に向けての諸問題

としている意向のようですが  
れども、実現に向けての諸問題

を速やかに解消していただける  
ように切に要望して終ります。

## 佐藤議員

### 1. 公共工事発注の透明性について

昨日、近隣町村におきまして、公共事業発注に対する贈収賄事件が発生いたしましたが、当村における公共事業発注の透明性の確保については、どのように努力をされておられるのか、また、今後更なる改善については取り組まれるおつもりがあるかお伺いしたいと思います。

村長

公共工事の透明性につきましては、公共工事に対する国民の信頼の確保と、これを請負う建設業の健全な発達を図るために、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成12年11月27日公布され、平成13年4月1日より施行されています。

予定価格が250万円以上の

公共工事について公表が義務化されました。

本村におきましても、平成13年4月1日より、法律の基本事項であります、「契約の過程・内容の透明性の確保」「入札・契約参加者の公正な競争の促進」「不正行為の排除の徹底」「公共工事の適正な施工の確保」を目的として、「公共工事等の発注予定見通しの公表」「入札及

## 再質問（要望）

ご存知のとおり、最近行政の色々な諸問題、特に裏金の問題ですとか、昨日から飲酒運転の一斉取締りが始まっていますけれども、行政に携わる方々の不祥事というものが大きくなりアップしておりますし、先程の行政報告の中におきましていうこともありますので、どうかその辺りを引き締めて、これらの中底的な対応をしていただきたいと思いますので、一般質問はこれで終らせていただきます。

## 臼杵議員

### 1. 医療問題について

医療問題が今色々ともめてございますが、決った部分もあるなという感じもしています。

これから島牧はやはり、この間、共和で「チヨン先生」のお話のとおり、どんな制度を作つても、どんなに金を掛けても中央に集まるんだなという意識で物を見てています。

そんな意味で、残された人は多分お年寄りだとかが多くなるんじやないか、そういう意味で医療と福祉の問題は、これから大きなウェートを村政に占め、財政的にも負担増が懸念されるところであります。

それだけに速やかな対応と効率的で安定した経営方針を求

めて、住民との理解を一層深めていかなければならぬないと認識しております。

①医療については、なぜ問題にと自問自答するときに、道立寿都病院当時の認識で寿都町に移管されたという現実を踏まえた対応が必要だったのに、その対応の遅れが原因の一つじゃなかつたかなという感じがしておりますが、村長の認識をお伺いいたします。

村 長

一点目の対応の遅れが一因であるとのご指摘でございますが、私としても道立寿都病院が廃止されることに伴い一番危惧されることは、救急対応の問題であることから、平成16年7月には、道立病院管理室を訪れ、救急問題の対応を要請してきたところであります。

また、平成17年3月には寿都町長に島牧村の救急受け入れについてお願いし、寿都町長も当時2・3年は同じように診ていくということで了解をもらつておりました。

しかしながら、実際に寿都診療所としてスタートしてから、医療スタッフの人員問題などにより、寿都診療所では対応しきれないということから、関係機関と協議し、また、数度の議員協議会で議会と協議をして進めてきたところでございます。

その結果、ご承知のことと思

いますが、救急を全部島牧診療所で診るような体制を取ると、島牧診療所の施設、人員の体制を強化していくと、そういう計画になつたところでございますのでご理解いただきたいと思います。

再質問  
協議を進めてきたということです。私の記憶では協議は2回くらいかなという感じで見てるんです。

10月、今原因の一因かなといふこともお尋ねをしましたが、その他に現実問題として、寿都に患者さんがお世話になつていい間やはり4月から10月くらいまで協議会を始めて寿都からこういう要請がありました。というのが私は最初だと認識しているんですよ。

それで、その要請が来て、それからの対応のまささもあつたんじゃないかなという感じもしてますよ。

スタッフが足りないから遅れたということも、何か要請がありましたね。考えていただきました。

それが10月の協議会。その後スタッフが足りないから遅れたということも、何か要請がありましたね。考えていただきました。

島牧村に対する要請がありまして、それに対する対応もまたかつたんじゃないかなと素直に感じている訳です。

ただ憶測で、寿都がこうだとか、赤字がいくらだとか、それが悪いとか良いとかというものについて、詳しい説明が、村の財政を考えたときに金が掛かる、それだったらどうせ金が掛かるんだつたらこっちのほうがないんじゃないか、という簡単な考え方で決めてるような感じで捕らえることが重々感じられた部分もございましたので、現実に村民の皆様が寿都の診療所に診てもらつてるという現実がござります。

この問題につきましては、今臼杵さんが言つたとおり、何回も議員協議会を開きました。の方に協議をしてまいりました。

それで、寿都に診てもらうの

村 長

この問題につきましては、今臼杵さんが言つたとおり、何回も議員協議会を開きました。の方に協議をしてまいりました。

それで、寿都に診てもらうの

村 長

協議会で議決はできる訳がないんです。あくまでも議員の意見を聞いて、そして話をまとめいく場だと私は認識しております。

したがいまして、協議会をし

て皆さんご理解をいたいで、それに伴う予算などについては議会で議決していただくといふふうに私は認識しております。

村 長

あくまでも議決は議会を開いたときに議決をすると、そういうものでございます。

その間で協議会で説明をしたところ、今後の寿都町に対する負担が不透明だということも考慮いたしまして、それであれば

とおり、今後の寿都町に対する負担が不透明だということも考慮いたしまして、それであれば

村の診療所を充実して村で救急も診たほうがいいだろうと、そういうことで議員の皆様の了解をいただいて私は進めていると、

そういうふうに認識しております。

再々質問

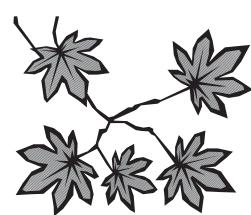
そこで、応分の負担を考えながら将来性も見極めて、そして

何回も協議をして了解をいただいてる、私は協議会はそういう了解をする場だと認識していないんですよ。

あくまでも村長が議会の意見を聞く場だと思っている。議決を受ける場じゃないんじゃないかなという感じはしてるんですけども、そのへんは如何ですか。

今までの慣習でそういうふうになってるんですか。

それが10月の協議会。その後



## 臼杵議員

②住民説明会については、今話があつた議員協議会に提示された案件について、「住民の意見も拝聴すべき」という主旨で、これは3月ですよ、3月の議員協議会のことを言つてゐるんです。定例会が終つた後のね。そういう主旨で説明会の開催を取り入れていただいたと認識しているのですが、説明会の主旨について村長はどのように認識されておるかお聞かせください。

村長

3月に行つた住民説明会で、臼杵議員の申されている主旨は、「住民の意見も拝聴すべき」と言つことで説明会を開催したのです。という質問かと思いますが、そのように認識されているのは質問者だけかと思っております。

今回の説明会は、前回議員協議会を開催し、村側の提案を了承いただき、村として今年の8月以降、及び来年の4月以降の医療体制をこのように進めいくということでの報告を兼ねての住民説明会でありましたのでご理解いただきたいと思います。

議員協議会で決めることがで  
きない、何らかの場で決めなきゃ  
ならないということは先程の答  
弁がありましたよね。

そして、3月10日の定例会後  
の議員協議会に、あなた方は2

人体制ということを出してきた  
んですね。だから説明会を開いて、住民の声を聞いてください  
いというのが、私はそのときの  
感じだと思っていたんです。

いいですか、「本村が独自に  
医師の複数体制を検討する必要  
性があるが、現実的には極めて  
難しい状況にある。」それは財  
政的にも大変だし、お医者さん  
を探すのも大変だし、そして、  
連携することのメリットは、医  
師が安定的に確保できる、家庭  
医により小児科を含めた幅広い  
診療ができる、そして色々出て  
いるんですよ。

寿都診療所と一体的に運営を  
することにより、効率的・安定  
的な経営が見込まれる。

そして説明会を開いて、28日  
にあなたは承認されているとい  
う答弁を説明会でしている。

私は、協議会だから、議決は  
できない場所だと思っているか  
がで

ら変だなと感じなんですよ。

だから何処で決ったのかなと  
今でも思っています。

私は説明会の主旨がそうじゃ  
ないと村長が今言うんですか、  
じゃあその前に承認できる場と  
するならば、じゃあ10月に出し  
たこれは何なのでですか。そして、  
さっきも言つたとおり議員一体  
となつて溶け込んでくださいと  
挨拶までして。

この責任は、私はこれは交渉  
事だと思っているんですけど、寿  
都町との交渉事。交渉事が失敗  
したときには、執行者としてど  
んな責任を感じなきゃならない  
かぐらい、私はそこが疑問なん  
ですよ。筋道を通すということ  
はそういうことじゃないかな。  
それが駄目で、あなたはそういう  
失敗しましたということを、  
原因をあからさまにして次の段  
階に移っていくというのが分か  
り易いやり方じゃないでしょ  
うか。

そして説明会に寿都と連携す  
るところいう利点があります、  
複数体制にするところあります  
で質問も何回もしていますよ。

そのへんはどのように認識な  
ういう感じがする訳ですよ。  
そのへんはどのようになされて  
いるのかお伺いします。

あなたは全然そういう肝心な  
ことになると、「財政的には何  
処の部分を充ててどっちに持つ

ていきますか」「分かりません」。

「何年これがもつという認識で  
やっていますか」「今答弁でき  
ません」でしょ。

説明会が開かれてそのまま後  
に、あなたは道に連携の申し入  
れをしてるんですよ、新聞紙上  
で「島牧村の急患、寿都町が受  
け入れ」とあるんです。これは

私は、説明会で住民の不安が多  
いから、また連携をすることに  
舵を取ったのかなと思つてるん  
ですよ。

複数体制のメリットが全然出  
てこないのに、連携すればこれ  
だけのメリットがありますよと。  
じゃあそれに対抗するものが  
ない、財政的にはどうするの  
かという説明をして欲しかった  
んですけど、住民に。そして対処を  
して、あなたの方の意見を聞いて  
これから決めますよと、そういう  
ふう説明会の意識でいたものです  
から、一方的に決めたこと、自  
分達が思っていることだけを説  
明して歩いて、これは不透明  
だし、片手落ちじゃないかなと  
いう感じがする訳ですよ。

その説明会の意識でいたもので  
すから、そのへんはどのようにな  
されてるのかお伺いします。

私は議員の皆様に集まつていた  
だいて、それで皆様のご理解を  
いたいで、それで必要な予算  
などにつきましても、それに基  
づいて議会に提案して議決して  
いたいで、そういうような  
私は進め方をしてきてると思  
います。

また、財源の問題につきまし  
ても、前にも申し上げましたと  
き

先程から申し上げるとおり、  
この問題については数回に亘  
つての問題について

て議員協議会を開いて、議員の  
皆様と協議をしてまいつたとい  
うことは質問者もご理解いただ  
けると思います。

その進める中で、色々な問題  
が出てまいりました。  
寿都町と連携してやる問題、  
また、寿都町の分院となるよう  
な問題もございました。

その都度協議して、寿都町の  
話を聞いて、負担協議などをし  
てきたのは質問者もご承知のこ  
とと思います。  
その今までの経過を全部最初  
から協議会の議事録、それらを  
見てもらえば理解いただけると  
思います。  
したがいまして、私達が決め  
たという話、質問がございまし  
たけれども、決してそういうこ  
とではないと私は思つております。  
その都度、変更があつた都度、  
私は議員の皆様に集まつていた  
だいて、それで皆様のご理解を  
いたいで、それで必要な予算  
などにつきましても、それに基  
づいて議会に提案して議決して  
いたいで、そういうような  
私は進め方をしてきてると思  
います。



くいなと思って感じてるんです。

私も先程から言ってるよう、何処でこう決ったのかなという感じが今でも拭い去れずにいますので、ですかしら住民から怒りの声や異常だという声は当然だと思います。

「議員は何をやってるんだ」

という声も当然だと思います。何かそういう意味で、住民の声が届きにくないと感じている

ものですから、分かりやすく、

2人体制にしたほうがいいのか、寿都と連携してやっていったほうがいいのか、ちゃんと説明を

して、そういう重大な問題はそ

ういうほうが住民は村政に参画

しているという意識を持つでしょ

うし、財政的に大変だったら大

変なほど、私は住民のそういう

理解が村政には必要だと思って

いるんです。そういう意味で提

案をしてる訳です。

それに、先程言った道の仲介の申し入れ、これは約束事ですよ。

私は社会の秩序はどんなに小

さい約束でも、約束事で守られ

てるのを今まで私見てるんです

よ。

その約束を破るときには、そ

れなりに弁解も必要でしようし、

思いも吐露しないと理解が得ら

よ。

あなたは来年の8月で任期で

すが、これから継続するにも、

また、新しい人にバトンタッチ

そういう心配もございます。

あなたは来年8月で任期で

すが、これから継続するにも、

また、新しい人にバトンタッチ

そういう心配もございます。

されないと思ってるんです。

自分で申し入れておきながら反故にするというやり方は、ちょっと人の道としてどうなのかな。そして、それによって受ける住民の信用度はどうなるのかな、

そのへんに凄く危惧を感じます。

そして、それによって受ける住

民の信用度はどうなるのかな、

そのへんに凄く危惧を感じます。

するにも、やりやすい方向の村政を残していくたほうがあなたの為だと私は思うんですが、そして物事には筋道というものがありますから、やはり筋を通す、交渉事で失敗したならやはりその段階で移っていくというよう責任をちゃんと明確にして次のように意見を述べながら終ります。

するにも、やりやすい方向の村政を残していくたほうがあなたの為だと私は思うんですが、そして物事には筋道というものがありますから、やはり筋を通す、交渉事で失敗したならやはりその段階で移っていくというよう責任をちゃんと明確にして次のように意見を述べながら終ります。

# 意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁へ提出しました。

意見案第1号

療養病床の廃止・削減の中止

特別養護老人ホームの待機者は

34万人もいます。

このような状況下、入院医療

と介護施設の実態を無視し、受け皿の整備もないままに強行し

ようとしている療養病床の削減・

廃止は、医療や介護を必要とする患者から治療する機会を奪い、

「医療・介護難民」を生み出す

ことは明らかです。また「過疎・

広域・寒冷」という北海道特有

の地域事情を全く無視した地方

切捨ての政策です。

つきましては、下記の事項を

強く要望します。

1・療養病床の削減計画の中止

を求める。

その結果、北海道では、全国

で一番多い介護保険適用の療養

病床（約9千床）が廃止され、

医療保険適用の療養病床（約2

万床）も大幅に削減されます。

現在、全国では医療保険及び介護保険の療養病床は満床の上、

特別養護老人ホームの待機者は

34万人もいます。

このような状況下、入院医療

と介護施設の実態を無視し、受け皿の整備もないままに強行し

ようとしている療養病床の削減・

廃止は、医療や介護を必要とする患者から治療する機会を奪い、

「医療・介護難民」を生み出す

ことは明らかです。また「過疎・

広域・寒冷」という北海道特有

の地域事情を全く無視した地方

切捨ての政策です。

つきましては、下記の事項を

強く要望します。

1・療養病床の削減計画の中止

を求める。

意見案第2号

グレーバーン金利を禁止し、

サラ金高金利の規制を求める

意見書

提出者 島牧村議会議員

伊藤真一

サラ金の高金利は、刑事罰の

利息制限法の上限（15～20

%）を超えて、これをはるかに

上回る29.2%までのグレーバー

ン金利をとることで成り立つて

いる。

利息制限法の上限金利と出資法の上限金利の間の灰色金利（グレーバーン金利）は、借り手が任意で支払っているという建前で、貸金業規制法が特例として認めているものである。

明らかな法の不備であり、サラ金被害者やその支援者、法曹関係者などがグレーバーン金利の廃止を強く求めてきた。今年の廃止を強く求めてきた。今年1月には最高裁で灰色金利を無効とする判断が相次いで示され、貸金業規制法の見直し時期を来年に控え、金融庁の貸金業制度等に関する懇談会の中間報告や政府の国会答弁も「灰色金利撤廃が大勢」と認めてきた。

ところが、8月をめどにまとめて、被害を断ち切ることがなければ、悲劇はどこまでも広がる。

よって、政府は以下の内容を法制化すべきである。

1・出資法の上限金利を、利息制限法の上限金利まで引き下げ、グレーバーン金利は、少額・短期の特例措置を認めず、すべて禁止すること。

2・貸金業規制法第43条のいわ

ゆる「みなし弁済規定」を廃止すること。

3・出資法附則における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利（54・75%）も廃止すること。

【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣  
財務大臣、厚生労働大臣

意見案第3号

雇用保険の特例一時金の廃止・  
改正に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書

提出者 島牧村議会議員  
伊藤 真一

北海道は積雪・寒冷という自然条件によって季節的に失業を余儀なくされる13万人余り（平成17年度）の労働者がおり、建設業を中心に農業、林業、コンクリート2次製品などの製造業、運輸業の一部、観光産業などのサービス業に従事している。昭和49年の雇用保険法の成立で、それまで90日分の失業給付を受けていた季節労働者が50日の一時金とされたことにより、これらの労働者とその家族、地域経済に深刻な打撃が加えられた。

が昭和52年度に発足し、30年近いこと。

くにわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてきたが、平成18年度をもって、これまでの季節労働者冬期援護制度が廃止される。

いっそう強化すること。

厚生労働大臣、国土交通大臣  
農林水産大臣

極集中と周辺町村の過疎化を招き、効果的かつ効率的な均衡ある地域行政の推進に支障をきたすと危惧される。

現在、後志支庁管内は、道央圏域の他支庁管内と比べ歴史的背景や地理的条件も大きく異なるほか、稲作・畑作・果樹など地域によって多様な農業や、国内のみならず海外から多くの観光客が訪れるアウトドアスポーツ・自然景観・歴史的景観などの多彩な観光資源の存在など、将来に向けた地域の発展のためにには地域に密着したきめ細やかな政策が必要である。

また、原子力防災対策の充実や現在管内で進められている市町村連携による広域行政の推進など極めて重大な行政対応が課せられている中、支庁の果たすべき役割は増大し、さらに重要性が増しているものと考えられる。

よって、「後志支庁」の存続について強く要望する。

1・雇用保険の特例一時金の廃止あるいは改正をおこなわないこと。

## 決議

次の決議が提出され、賛成多数で可決されました。

### ◎支庁制度改革に伴う後志支庁存続を求める決議

提出者 島牧村議会議員  
伊藤 真一

明治43年に現在の支庁制度の原型が形づくられてから、約1世紀近くの年月が経過しているが、その間に道路・交通網の整備や情報通信技術等が発達し住民活動範囲が広がり、地域人口の変化など社会・経済の状況が大きく変わっている。

こうした状勢の中で、国は三位一体改革を受け、特に交付税の削減により地方自治体は過去に例を見ない厳しい行財政運営を余儀なくされており、また、道州制や市町村合併など地方分権の動きが進展する中、市町村を取り巻く地方政府の根幹が大きく変わろうとしている。

北海道としては、こうした

地方分権改革を理由に、平成17年3月に「支庁制度改革プログラム」を策定し、平成20年度から新たな支庁制度をスタートさせようとしている。

14支庁を再編し、地域生活経済圏のブロックを基本に6支

庁に再編統合するというもの

で、後志支庁管内と石狩支庁、空知支庁、日高支庁、胆振支

庁の5支庁を道央圏域として統合し、後志には地域行政セ

ンターを暫定的に置く内容で

ある。

地域生活経済圏を基本に支

庁区域を再編される道央支庁

は、余りにも広範囲となり、

産業構造や政策等が全く違う

地域を広域な観点という名の

下に、現在の5支庁（5支庁

で人口343万人、全道の61%

%。土地面積2万3千㎢で全

道の27%）をまとめること自

平成18年9月14日

島牧村議会

## 第2回村議会臨時会

平成18年第2回村議会臨時会は、7月20日招集され、条例改正2件、補正予算1件の議案を審議し、同日閉会しました。

### 行政報告

#### 1. 寄附採納について

去る6月19日宇元町の杉山幸代様より、スポーツセンター用図書購入費として、3万円の指定寄附がありましたので報告します。

#### 2. 医療対策について

新聞報道でもご承知のことと 思いますが、島牧村が独自で救急医療を含めた医療体制を構築するためには、医師の2名体制により医療体制を充実することが必要であります。

医師確保のため、道内、また 栃木、福岡、長野の各県に出向いておりましたが、去る6月20日に札幌で議長とともに面談したところ、来春からの勤務を快く承諾いたきました。

もう1人の医師についても責任を持って連れてきてくれるとのことであり、2人体制にしておきたいと存じます。

### 教育行政報告（教育長）

#### 1. 教職員の不祥事について

既にご承知の事とは存じます が、島牧中学校教諭川高知行が 去る6月20日北海道青少年保護

スムーズに運営できると思われることから先生にお任せしたところであります。また、平成19年3月末までの救急の対応について、寿都医師会と協議を進めてきたところであります。6月13日に医師会より本年10月までの負担金として1千9百50万円の提示がありました。

この金額では、到底了承できません。そのため、負担金の軽減を含め、今後も医師会と協議を進めてまいります。

いずれにしても、本年7月以降来年3月までについては、島

牧村としてできる限り代診医を確保して救急医療体制を図るべき進めてまいりたいと考えているところであります。

つきましては、本臨時議会に

おいて、医師住宅の建設工事、代診医の手当等を補正させていただきますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、生徒への対応としましては、6月22日臨時全校朝会を開催し校長から謝罪と説明を行い、生徒の心のケアと信頼回復に向けての取組を行ったところ

であります。この時の校長説話の内容につきましては、島中だより臨時号に掲載し7月5日に全村配布しております。

育成条例違反容疑で俱知安警察署に逮捕、さらに7月10日に児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反容疑で再逮捕されたことは、教育公務員としてあってはならない不祥事であり、服務監督責任権者として、この場をお借りしあび申し上げます。

逮捕当日の6月20日午後2時には、俱知安警察署から本事件が報道各社に公表され、同日夜のテレビニュース等で現職教員逮捕の放送があり、翌日の朝刊各紙に事件の詳細が報道されたところであります。

中学校の対応としましては、確認の内容については、北海道青少年保護育成条例違反容疑逮捕となつた平成18年2月18日、千歳市内のホテルにおいて、後志管内の高校生女子生徒16歳・元教え子との性的関係をもつた事、及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反容疑で再逮捕となつた、平成16年7月から平成17年5月にかけて計15回にわたり後志管内の高校生、女子生徒16歳・元教え子の裸や自分と性的行為をしている場面をビデオカメラ等で撮影し録画した

村教育委員会としましても、再発防止への取組としまして「教育公務員としての資質向上と児童生徒との信頼関係について」と題した村教育長通知を6月21日付で村立学校長へ出達しましたところであります。

この度の事件の経過・概要については、川高教諭本人が警察において拘留・取調べ中のため、新聞報道等による情報収集しかできませんでしたが、7月14日俱知安警察署内において、本人と接見することができましたので、改めて新聞等により報道されていました内容について、事実確認をしたところであります。

本人との接見時における事実確認の内容については、北海道青少年保護育成条例違反容疑逮捕となつた平成18年2月18日、千歳市内のホテルにおいて、後志管内の高校生女子生徒16歳・元教え子との性的関係をもつた事、及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反容疑で再逮捕となつた、平成16年7月から平成17年5月にかけて計15回にわたり後志管内の高校生、女子生徒16歳・元教え子の裸や自分と性的行為をしている場面をビデオカメラ等で撮影し録画した

事の2点について、本人に直接聞いたとしたところ事実である事を認めたので、これらの内容を記載した書面に本人の署名を求め受領してきたところであります。なお、本人からの事実確認が行われたことから、大変遅くなりましたが7月18日付により北海道教育委員会へ島牧中学校教諭川高知行の懲戒処分内申を提出したところであります。処分内容については、北海道教育委員会が示しております懲戒処分の指針に基づき懲戒免職が下されると確信しておりますが、早急に処分決定されるよう強く要望しているところであります。

子どもたちを教え導くべき立場にある教師として、教育公務員として、絶対要件である倫理性から逸脱した今回の不祥事は、児童生徒と教師、学校と地域が築いてきた信頼関係を覆し、子どもたちの心を傷つける、あつてはならない行為であり、私としても強い憤りを覚えるとともに、服務監督権者としての責任を重く受け止めているところであります。改めて議会議員の皆様はじめ村民の皆様に深くお詫び申し上げ、教育行政報告を終らせていただきます。

## 審議した議案と内容

### 条例改正

#### 島牧村職員の給与に関する条例の一部改正

島牧診療所救急医療体制の見直しに伴い、「救急医療待機手当」を追加する。

◎賛成多数で原案可決

▼島牧村医師の給与及び旅費支給に関する条例の一部改正

島牧診療所医師の「夜間診療手当」を「夜間・休日診療手当」に、「月額6万円」を「月額10万円」に改める。

◎賛成多数で原案可決

### 補正予算

#### 平成18年度一般会計補正予算(第3号)

医師住宅新築工事費他の追加  
5千百9万5千円追加

◎賛成多数で原案可決

◎賛成多数で原案可決

## 第3回村議会臨時会

平成18年第3回村議会臨時会は、8月10日招集され、工事請負契約の締結2件の議案を審議し、同日閉会しました。

### 行政報告

#### 1. 寄附採納について

去る7月28日、字本日の佐藤敏子様より、車椅子2台とシャワーチェア2台の寄附がありましたので報告します。

この備品については、総合福祉医療センターで有効活用させていただきます。

◎全員賛成で原案可決  
2億9千6百10万円  
請負業者

新栄機械産業株式会社  
(札幌市)

### 契約締結

#### ▼工事請負契約の締結

本日・豊浜・歌島地区浄水施設整備工事(建築主体)  
契約金額 7千4百55万円  
請負業者

◎全員賛成で原案可決  
横関・田宮経常建設共同企業体

設整備工事(電気・機械)  
契約金額 2億9千6百10万円  
請負業者

### 議会の日誌

(自 平成18年7月)  
(至 平成18年9月)

#### [7月]

- 4日 後志管内町村議会議員パークゴルフ大会  
(岩内町、泊村 議長他)  
9日 よってけ！山海味覚まつり  
13日 例月出納検査  
20日 第2回村議会臨時会

#### [8月]

- 2日 北海道新幹線建設促進講演会in小樽  
(小樽市 議長)  
3日 議員協議会  
10日 第3回村議会臨時会  
21日 市町村合併説明会(俱知安町 佐藤委員長他)

23日 例月出納検査

25日 後志管内町村議会議員研修会  
(共和町 副議長他)  
31日 平成17年度各会計決算監査

#### [9月]

- 7日 議会運営委員会  
村納税表彰式 (役場 議長)  
8日 村敬老会 (生活改善センター 議長他)  
14日 第3回村議会定例会  
20日 例月出納検査  
21日 産業建設常任委員会産業団体訪問調査  
28日 産業建設常任委員会現地調査(賀老高原)

△議会広報「かりば117号」をお届けします。  
本号では、9月14日に開催された第3回定例会の審議内容、一般質問等を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、村の方針や議会活動に理解を深めていただきたいと思います。

△夏場の猛暑が嘘のような冷え込みとなり、高地では初冠雪の便りが聞かれます。

季節の変わり目の風邪は、ちょっとした油断から思わぬ重症になることが多いといわれます。体調管理には十分に注意しましょう。

△議会での審議をより理解していただくため、みなさんの議会傍聴をお待ちしています。

編集をおえて